

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための常葉大学・短大部における行動指針 —3密を避け、新しい生活様式に従う—

適用日：7月18日からレベル【2-2】です

(令和2年6月19日制定/令和2年9月1日一部改定/令和2年12月10日一部改定/令和3年1月20日一部改定/
令和3年9月24日一部改定/令和3年12月1日一部改定/令和4年5月1日一部改定/令和4年6月20日一部改定)

■常葉大学・短大部におけるレベルの目安：レベルは、国や県の方針、学内の感染者状況を総合的に判断して決定し、変更時に本学のHPにてお知らせいたします。

レベル	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の 正課外活動(クラブ・サー クル、学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催 する学生の海外研修	教職員の勤務 (特に記してないものは教職員共 通)
【0】 通常	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり	◆通常どおり
【1】 感染休止期 県内で新規感染者の発 生が1カ月程度認めら れない	◆感染防止に配慮し通常どおり ◆教員：感染防止に配慮したうえで 通常どおり ◆事業者・学外者：感染防止に配慮 したうえで通常どおり	◆感染防止に配 慮し通常どお り	◆感染防止に配慮 し通常どおり	◆感染防止に配慮し 通常どおり ◆試合・演奏会・合宿 等は学生部へ届け 出て許可を得る	◆感染防止に 配慮し通常 どおり	◆感染防止対策 に配慮したう えで可	◆外務省が定める感 染症危険レベル 1、2に該当する 国(地域)を除き不 可	◆感染防止に配慮し、通常勤務 ◆事務職員：感染防止に配慮し、 通常勤務
【2-1】 感染限定期 ◆県内で新規感染者 があるが、感染拡大 の傾向はみられない	◆学生：感染防止に一層配慮したう えで通常どおり ◆教員：感染防止に一層配慮したう えで通常どおり ◆事業者：感染防止に一層配慮した うえで通常どおり ◆学外者：感染防止に一層配慮した うえで可。	◆感染防止に一 層配慮したう えで対面授業 および学生指 導可 ◆遠隔授業も併 用	◆感染防止に一層 配慮したうえで 通常どおり ◆遠隔あるいはメ ール会議も併用。	◆感染防止に一層配 慮したうえで可 ◆合宿は原則中止又 は延期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は各 キャンパス学生課 へ相談	◆感染防止に一 層配慮した うえで可 ◆3密回避の ために一部 制限あり	◆感染防止に一 層配慮した うえで可	◆外務省が定める感 染症危険レベル1 に該当する国(地 域)を除き不可。た だし、レベル2に 該当する地域への 必要火急の場合は 個別に判断	◆感染防止に一層配慮したうえ で通常勤務 ◆事務職員：時差通勤やローテー ション勤務を推奨
【2-2】 感染拡大期(前期) ◆県近隣の都県で新 規感染者増加傾向 ◆県内移動に関する 不要不急の外出自粛 などの行動制限は出 されていない ◆一部地域でまん延 防止等措置や緊急事 態宣言発令中	◆学生：感染防止を強化したうえで 通常どおり ◆教員：感染防止を強化したうえで 通常どおり ◆事業者：感染防止を強化したうえ で通常どおり。 ◆学外者：感染防止を強化したうえ で可。ただし、緊急事態宣言地区 からの不要不急の入構は不可	◆感染防止を強 化したうえで 対面授業およ び学生指導可 ◆遠隔授業も併 用	◆感染防止を強化 したうえで対面 会議も可 ◆遠隔あるいはメ ール会議も併用。	◆感染防止を強化し たうえで可 ◆合宿は原則中止又 は延期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は各 キャンパス学生課 へ相談	◆感染防止に一 層配慮した うえで可 ◆3密回避の ために一部 制限あり ◆学外：貸し出 し一部制限 あり	◆感染防止を強 化したうえで 可 ◆緊急事態宣言 地区への不要 不急の往来は 原則不可 ◆上記以外の地 域への往来は 国及び県の要 請に従う	◆外務省が定める感 染症危険レベル1 に該当する国(地 域)を除き不可。た だし、レベル2に 該当する地域への 必要火急の場合は 個別に判断	◆感染防止に一層配慮したうえ で通常勤務 ◆教育職員：緊急事態宣言発令中 地区から通勤している場合は 可能な限り自宅で勤務。出勤が 不可欠な場合には自家用車等 を利用 ◆事務職員：時差通勤やローテー ション勤務を積極的に推奨
【3】 感染拡大期(後期) ◆県内及び近隣の都 県で新規感染者が増 加傾向 ◆まん延防止等措置 地区および緊急事態 宣言地区への移動に 関する不要不急の外 出自粛などの行動制 限が出されている ◆一部地域でまん延 防止等措置や緊急事 態宣言発令中	◆学生：感染防止を最大限強化した うえで入構可 ◆教員：感染防止を最大限強化した うえで入構可 ◆事業者：不要不急でない場合を除 いて不可。 ◆学外者：不要不急でない場合を除 いて不可。緊急事態宣言地区から の入構は不可	◆感染防止を最 大限強化した うえで対面授業 可 ◆遠隔授業も 併用 ◆対面での学生 指導は学内外 とも自粛	◆遠隔あるいはメ ール会議を推奨 ◆対面会議は必要 不可欠な場合 のみ感染防止に最 大限配慮したう えで短時間で可	◆感染防止に最大限 配慮したうえで必 要最小限の学内 での活動可 ◆合宿は中止又は延 期 ◆公式試合や学外活 動を行う場合は各 連盟・協会等の方 針に合わせる。各 キャンパス学生課 へ相談	◆学内：予約制 とし人数・時 間を制限 ◆学外：貸し出 し原則不可	◆感染防止対策 に最大限配慮 したうえで可 ◆まん延防止等 措置地区への 不要不急の往 来は自粛 ◆緊急事態宣言 地区への不要 不急の往来は 原則不可 ◆上記以外の地 域への往来は 国及び県の要 請に従う	◆外務省が定める感 染症危険レベル1 を除き不可	◆教育職員：在宅勤務を推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテー ション勤務を強く推奨。出勤す る場合も可能な限り自家用車 等による通勤推奨。
【4】 感染蔓延期 ◆全国的に新規感染 者が急増傾向 ◆他県への不要不急 の移動自粛の要請が なされている ◆県内に緊急事態宣 言発令中	◆学生：対面授業など大学が認めた 活動以外は原則不可 ◆教員：授業及び大学が要請する業 務以外の用件で入構が必要な場 合は副学長へ届けて入構可 ◆事業者：原則不可。ただし、大学 運営上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は必 要性が認めら れる科目のみ とし、それ以 外の科目は遠 隔授業とする ◆対面での学生 指導は学内外 とも原則禁止	◆遠隔あるいはメ ール会議を原則 とする ◆対面会議は必要 不可欠な場合 のみ感染防止に最 大限配慮したう えで短時間で可	◆対面での活動は原 則不可 ◆強化クラブ等一部 の課外活動のみ、 連盟・協会等が主 催する試合など で参加が避けられ ない場合は各キャン パス学生課へ相談	◆学内：原則不 可。ただし大学 運営上不可欠 な場合を除く。 ◆学外：貸し出 し不可	◆他県への不要 不急の往来は原 則として不可	◆不可	◆教育職員：在宅勤務とし、授業 及び大学が要請する業務以外 の用件で入構が必要な場合は 副学長へ届けて学内勤務可 ◆休暇取得推奨 ◆事務職員：時差出勤やローテー ション勤務の徹底 ◆出勤する場合も可能な限り自 家用車等による通勤推奨 ◆在宅勤務や休暇取得を推奨 ◆休暇・在宅勤務・時差出勤等を 組合せ、出勤者を5割から7 割減らす
【5】 感染過大蔓延期 ◆新規感染者の発生 が深刻な状況で、国 や県から大学への休 業要請がなされてい る。	◆学生：不可 ◆教員：副学長から許可を得た場合 のみ可(生物の世話、サーバー保 持など、大学機能の維持に不可欠 な業務に限る) ◆事業者：不可。ただし、大学運営 上不可欠な場合を除く ◆学外者：不可	◆対面授業は不 可。遠隔授業 とする ◆対面での学生 指導は学内外 とも禁止	◆対面会議は不可。 遠隔あるいはメ ール会議とする (対策本部の会 議も原則として 遠隔あるいはメ ール会議とする)	◆対面での活動全 面不可	◆不可	◆不可	◆不可	◆在宅勤務等で入構禁止措置 ◆安全確保・研究継続に必要な資 産等(生物・精密機器等)維持 のための最低限の出勤のみ、副 学長から許可を得たうえで短 時間の学内勤務可

■学内でクラスターが発生した場合、レベル5を除きキャンパス単位の対応とする。次のとおり対応(キャンパス単位)

対 応	入 構	授業・学生指導	各種会議	学内外イベント・学生の正課外活動 (クラブ・サークル、学生有志の活動)	各種施設の使用	出張・移動	外国出張・大学が主催 する学生の海外研修
◆保健所の指示に従う	◆すべて入構不可	◆対面授業は不可。遠隔授業とする。対 面での学生指導は学内外とも禁止	◆すべての会議にお いて遠隔あるいは メール会議とする	◆全面不可	◆不可	◆不可	◆不可

*入試及び学生募集に係る重要な業務については、学長に相談。

*本指針は令和4年6月20日現在のものであり、今後の国や県の方針、また本学を取り巻く状況に応じて変更する場合があります。